

第五章

公共施設適正配置の基本方針

1. 公共施設適正配置に向けた基本的な考え方
2. 公共施設適正配置に向けた基本方針体系図
3. 公共施設適正配置の全体方針
4. 用途別施設の適正配置方針

1. 公共施設適正配置に向けた基本的な考え方

(1) 公共施設の果たす役割

公共施設は、住民福祉の向上、増進を図ることを目的とした施設で、幼稚園・小中学校などの学校教育施設や市役所・消防庁舎などの行政サービスを行う施設、また、図書館や公民館、総合体育館などの生涯にわたり自己の充実・啓発や生活の向上に取り組むための施設があるなど、さまざまな役割をもっています。さらに、住民同士の交流の場としての役割も担っており、災害時には避難場所となるなど防災拠点としての機能も有しています。今後はこれら役割や機能の充実も含めた公共施設配置が必要です。

(2) 厳しい財政状況下での施設整備

人口減少・少子高齢化のさらなる進展、都市化の進行や核家族化、ライフスタイルの多様化による住民の地域コミュニティへの関わり方の変化など、本市の状況が変わりつつある中、公共施設においても、市民の多様なニーズや利用目的に柔軟に対応できる施設として整備する必要があります。

しかし、本市の公共施設は、昭和40年代から50年代にかけて整備された施設が多く、施設の老朽化が進行しています。そのため、今後、施設の建替時期を集中して迎えることになり、将来整備費用の試算では今後30年間で約392億円、年間平均約13.1億円の将来整備費用が必要とされており、本市の厳しい財政状況では、すべての施設を建て替えることは困難です。

そのため、将来の人口動態や市民ニーズ、利用状況等を見定めたうえで既存施設のあり方について見直すとともに、公共施設の適切な維持管理、効率的な運営によりコストの圧縮を図りつつ、公共施設の総量や将来整備費用を軽減する必要があります。

(3) 公共施設の役割・機能を果たすための再生、再配置

上記のような本市の状況を踏まえ、単に財政面から見て公共施設の総量を圧縮するのではなく、誰もが利用しやすく市民ニーズの変化に対応した質の高い公共サービスを受けられ、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設として複合化や多機能化を図り、再生、再配置を進めることができれば、施設の総量を圧縮しても、公共施設の役割・機能を果たすことができます。

上記の考え方を踏まえ、本市では、以下の基本理念に基づいて公共施設適正配置を進めていきます。

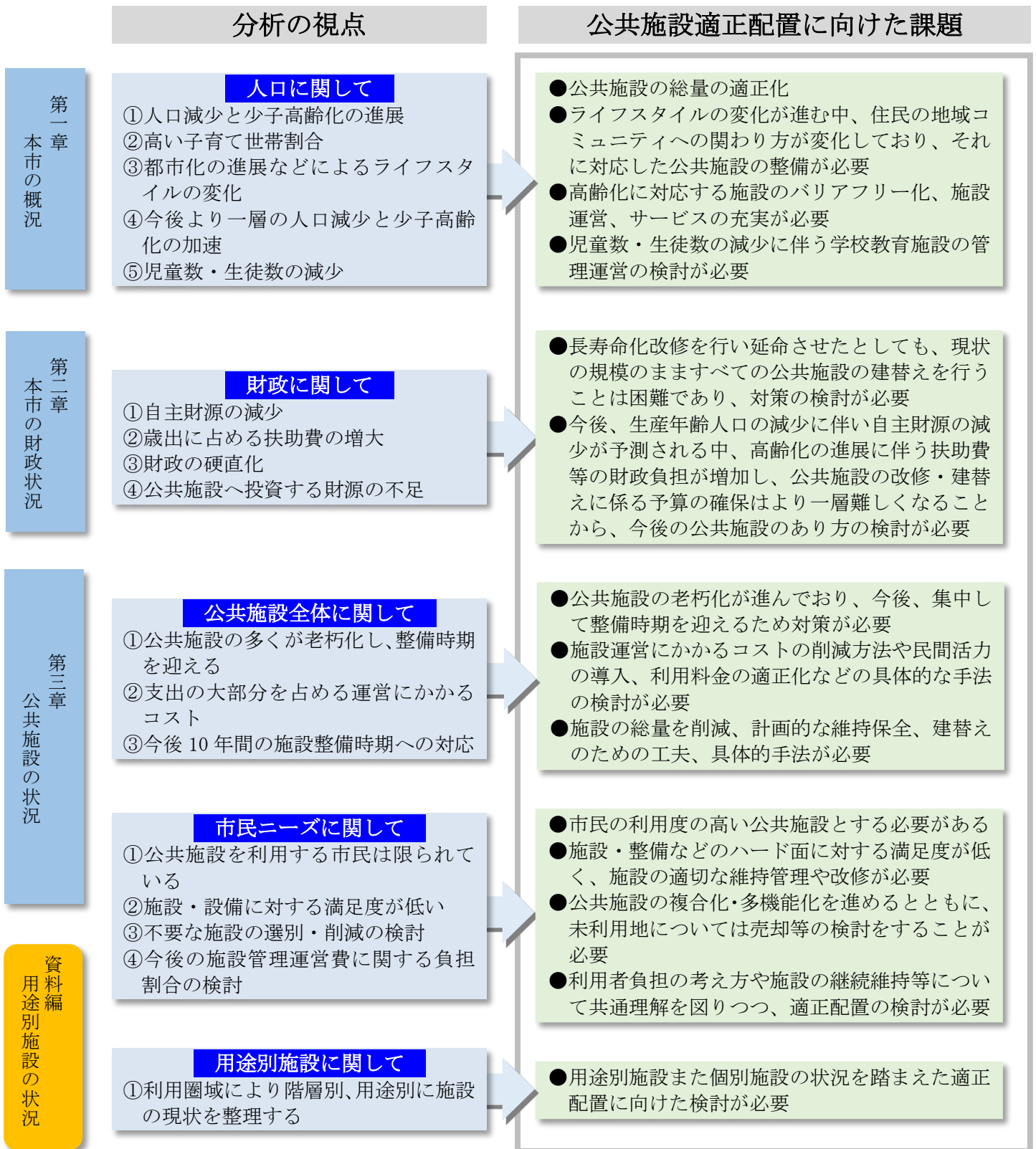
【基本理念（めざす姿）】

誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する。

2. 公共施設適正配置に向けた基本方針体系図

分析の視点をもとに、公共施設適正配置に向けた課題を整理し、基本方針について体系的に示します。



基本理念（めざす姿）

誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する

全体方針

基本方針 1
公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める

基本方針 2
施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る

基本方針 3
民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る

基本方針 4
将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する

基本方針 5
公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す

用途別方針

【全市施設】

- ・教育支援センター
- ・公民館
- ・生涯学習施設
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・保健施設
- ・墓地等
- ・火葬場
- ・市営住宅
- ・庁舎・事務所
- ・消防署・出張所
- ・駐車場
- ・その他

【地域施設】

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・児童福祉施設
- ・高齢福祉施設
- ・公園施設
- ・公衆便所
- ・その他

3. 公共施設適正配置の全体方針

基本方針1：公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める。 (施設の複合化・多機能化)

これまで、公共施設は1つの機能に対して1つの施設という考え方が主流でしたが、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、サービスの質を維持・向上していくためには、こうした従来の考え方から脱却し、「ハコモノとしての施設の維持」から「公共施設サービスとして機能の維持」へと発想を切り替えることが必要です。

そのため、建替えの際は施設の必要性や稼働率、費用対効果を勘案し、今後の人口構造の変化や市民ニーズの変容に対応した施設として、複合化や多機能化を推進します。

機能が複合化、多機能化することで多様な市民が利用できることとなり、高齢者や子どもたちとの世代間交流など、新たな市民の交流が生まれます。また、広域利用が可能な施設については近隣自治体との共同利用を図ることで、市民のみならず、近隣自治体からの利用が見込めることから、さらなる公共施設利用の効率化につながります。

さらに、本市には津波浸水想定区域が設定されており、津波避難ビルに指定されている公共施設もあります。施設の複合化や多機能化に合わせて、防災機能を充実することで、地域の防災力の向上につなげていくこととします。



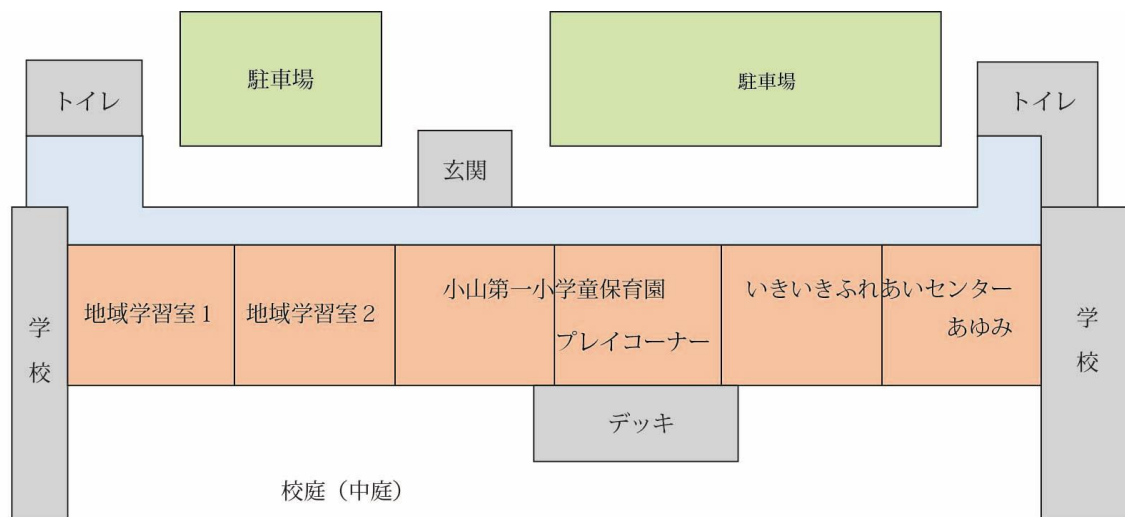
図 5.3.1 複合化、多機能化により期待される効果

■コラム1：複合化、多機能化の事例（栃木県小山市立第一小学校）

余裕教室となっている1階フロア6教室をデイサービス、学童保育、地域学習室として活用しており、子どもと高齢者が交流し、お互いに良い影響を受けられる施設づくりを展開している。



■施設平面図



出典：地域再生リニューアルアイデア事例集 2005（財団法人地域活性化センター）

基本方針2：施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る（コストの圧縮）

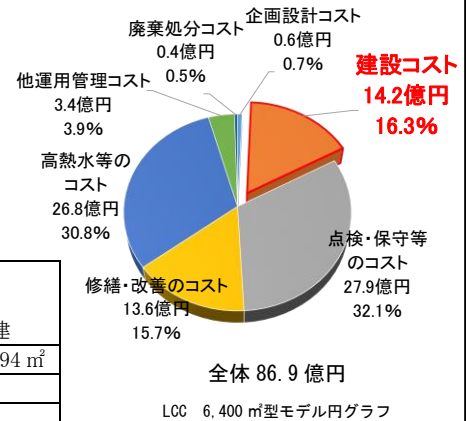
厳しい財政状況の中では、財源確保、公共施設に係るコストの圧縮は必要不可欠です。そのため、下記に示す取組みを進めます。

①ライフサイクルコストの縮減

公共施設は一度建設すればそのまま使い続けることができるわけではありません。建設費（イニシャルコスト）、改修費（ランニングコスト）、さらには解体費も必要となってきますが、建設から解体までの期間の費用（ライフサイクルコスト）を縮減することができれば、他の施設の改修や建替えの費用を生み出し、より多くの公共施設を残すことにつながる可能性があります。

そのため、公共施設を建替える際は、建設、改修、解体までを見越してコストの圧縮を図ります。

構造	RC造 地下1階 地上5階建
規模	床面積6,494㎡
用途	事務所
使用年数	60年



出典：一般財団法人 建築保全センター

②既存施設の適正な保全

従来の事後保全による管理では、機器等の性能低下に伴うランニングコストの増大や、不具合の発生による施設の使用停止、場合によっては施設の破損による人的な被害も考えられます。

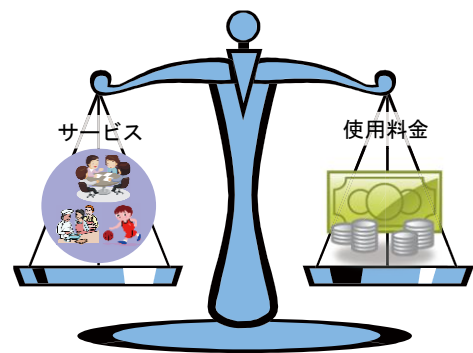
そのため、既存施設についても適切な時期に維持・改修（長寿命化改修）・保全を行い、可能な範囲で計画的に施設の長寿命化を図ります。



③利用者負担の適正化

公共施設の管理運営、維持保全、更には、将来の施設の大規模改修や建替えには多額の経費が必要です。この経費の大部分は市税収入等でまかなわれており、公共施設を利用する市民と利用しない市民との公平性の観点から、必要な経費の利用者負担について検討する必要があります。

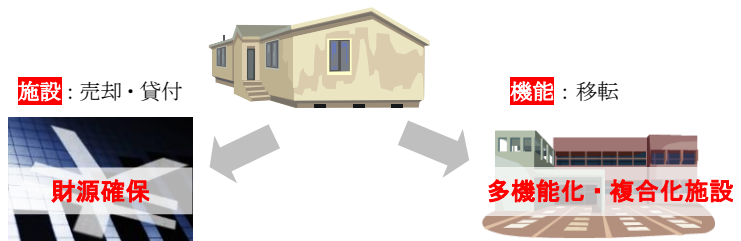
そのため、全体の経費に対する負担割合が適切であるかどうかを含め、更なる利用者負担の適正化に取り組みます。



④資産の有効活用の推進

公共施設の複合化・多機能化が進めば、新たな活用資産が発生します。

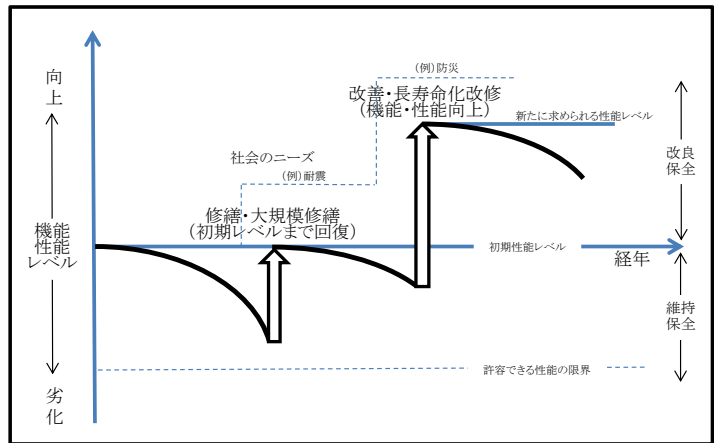
そのため、これらの資産については積極的に売却・貸付などを行うことで、今後の公共施設整備のための財源確保を図っていきます。



■コラム2：長寿命化改修とは・・・

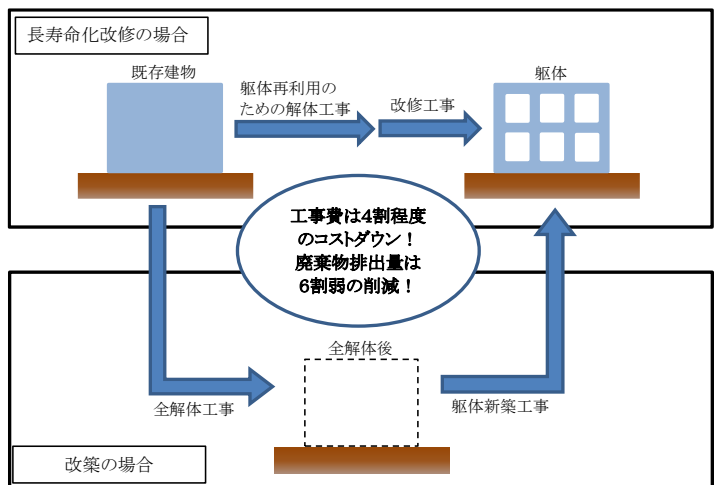
公共施設を将来にわたり長く使い続けるには、効果的・効率的に老朽化対策を行う必要があります、そのためには、建物の原状回復を行う「修繕」などの維持保全とともに、機能や性能を上げる「長寿命化改修」などの改良保全が重要である。

長寿命化改修とは、老朽化した建物の物理的な不具合を直し、耐久性を高め、機能や性能を現在の公共施設が求められている水準まで引き上げる改修を行うことを言い、これにより、建物を将来にわたり長く使い続けることが可能となる。その結果、工事費は大幅に減らせる一方、機能・性能は改築と同等程度となり、費用対効果は非常に大きくなる。



◆改修の種類

	部分	全体
原状回復	修繕	大規模修繕
性能向上	改善	長寿命化改修



参考：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

**基本方針 3 : 民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)**

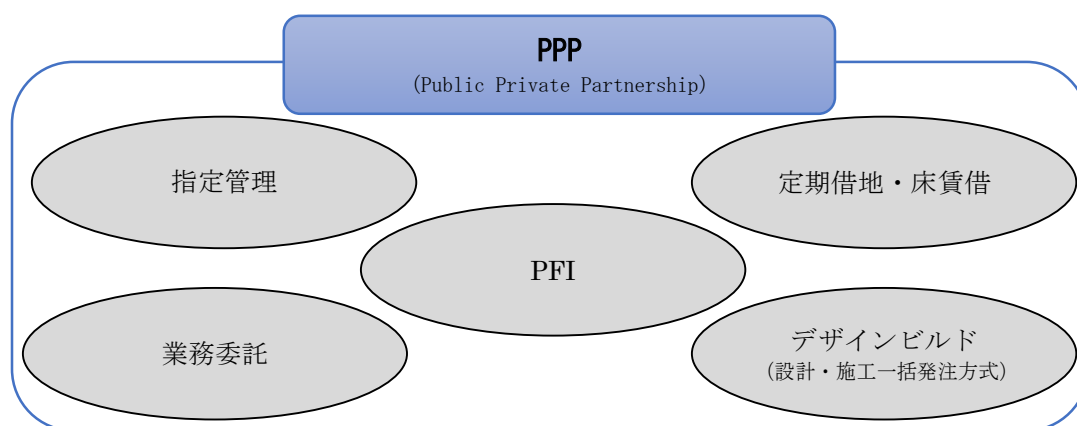
公共施設の設置や運営にかかる経費の大部分は、市税収入等でまかなわれています。誰もが利用しやすく、多様な市民ニーズに対応する施設とするには、整備のためのさらなる経費や整備・運営ノウハウが必要になると考えられます。

そのため、効率よく質の高い公共施設サービスを提供することを目的として、民間事業者や市民と連携し、下記に示す取組みを進めます。

①民間活力の導入

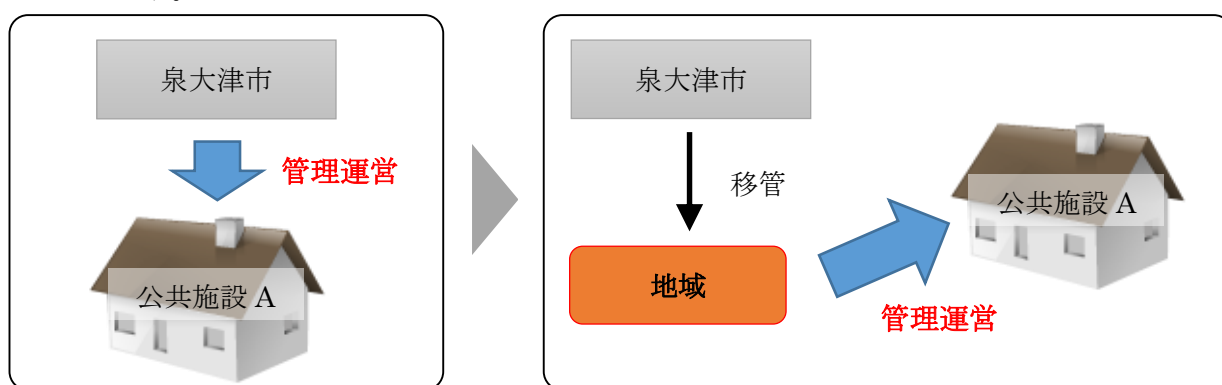
指定管理者制度の活用など PPP（公民連携）の取組みにより、民間の知識やノウハウの活用によるサービス向上に取り組みます。

【PPP】公共サービスを「官」と「民」が役割分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実・向上を図ることを実現する概念・手法の総称。最も効率よく質の高い公共サービスを提供（Value for money）することを目指している。



②地域移管の推進

地域利用の公共施設については、施設を地域に移管することを推進します。このことにより、地域住民等が施設を自立的に管理運営し、市民ニーズをダイレクトに反映できる施設とすることができます。



③民間施設の活用や民間による公的サービスの展開

公共施設は、市民ニーズに対応する公共サービスを提供する場として整備されてきましたが、サービスを提供するには必ずしも公共施設である必要はなく、民間施設を活用することでより効率的・効果的なサービス提供が可能である場合もあります。

今後は、公共サービスの機能の維持を第一に考え、民間施設の活用や民間による公的サービスの提供など、そのあり方について検討を進めます。

■コラム3：運営面における民間事業者との連携の事例（神奈川県秦野市）

行政財産の貸付（定期賃貸借）により、保健福祉センターへ郵便局を誘致し、住民票等交付業務を委託している。その結果、住民票交付にかかる費用が200円/件から168円/件になり運営コストの縮減につながった。

また、郵便局を訪れる人は保健福祉センターの駐車場を利用できるようになり、窓口では、住民票などの証明書を取得できるなど、さまざまな面で市民の利便性が高まることが期待されている。



保健福祉センター内に移転した郵便局

■コラム4：民間施設活用の事例（千葉県佐倉市）

千葉県佐倉市では、各小中学校の学校プールが老朽化し、膨大な保全経費が必要になることから、学校プールを廃止し、民間スイミングスクールにプールカリキュラム指導を委託した場合、13億円以上の経費削減につながると試算された。

また、民間プールを使用することで、プロの指導による教育効果と維持管理の行き届いた施設の提供が可能になった。



学校プール



民間スイミングスクール

基本方針4：将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。（総量の圧縮）

本市の公共施設は築後30年以上のものが6割を超えており、全体的に老朽化が進む中、建設当初の目的を達成し、現在求められるニーズとかけ離れた施設も見受けられます。また、時代と共に公共施設に求められる機能も変化してきています。厳しい財政状況の中、すべての公共施設を長寿命化改修し、延命させたととしても、現状と同じ規模で建て替えるのは困難です。今後の人口動態を踏まえ利用者数に見合った公共施設の総量とすることが求められます。

そこで、将来推計人口をもとに、市民1人当りの公共施設面積（2.40㎡）を基本とし、施設の機能維持、複合化・多機能化を適正に判断して、平成51年までには公共施設の総量を15%以上削減することを当面の目標とします。

さらに、今後の利用状況の変化に応じた施設の見直しを適宜行うことにより、可能な限り総量削減に取り組みます。

表 5.3.1 将来推計人口及び削減目標例

和暦	平成26年	平成31年	平成36年	平成41年	平成46年	平成51年	平成52年
西暦	2014	2019	2024	2029	2034	2039	2040
0～14歳（人）	11,209	9,854	8,887	8,009	7,422	7,081	7,022
15～64歳（人）	47,825	46,485	45,258	43,451	40,357	36,392	35,570
65歳以上（人）	17,688	19,034	19,282	19,575	20,568	21,997	22,297
0～14歳割合（%）	14.6	13.1	12.1	11.3	10.9	10.8	10.8
15～64歳割合（%）	62.3	61.7	61.6	61.2	59.0	55.6	54.8
65歳以上割合（%）	23.1	25.3	26.3	27.6	30.1	33.6	34.4
総人口（人）	76,722	75,373	73,427	71,035	68,347	65,470	64,889
公共施設面積（㎡）	184,014	180,895	176,225	170,484	163,348	156,475	155,085
市民1人当りの公共施設面積（㎡）	2.40	2.40	2.40	2.40	2.39	2.39	2.39
削減目標面積（㎡）	—	3,119	7,789	13,530	20,666	27,539	28,929
削減目標割合（%）	—	1.7	4.2	7.4	11.2	15.0	15.7
備考	現在	5年後	10年後	15年後	20年後	25年後	26年後

削減目標割合約15%以上

- 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が試算した平成22（2010）年10月1日から平成52（2040）年10月1日までの30年間（5年ごと）の将来推計人口を基に試算している。なお、国立社会保障・人口問題研究所が試算していない各年の将来推計人口については、直線補間により算出している。
- 削減後の公共施設面積は、現在の本市の市民1人当り公共施設面積2.40㎡と将来推計人口を掛けた面積を基本とするが、1人当り公共施設面積が変動する場合もある。
- 削減目標割合は削減目標面積と既存公共施設面積の割合

■コラム5：公共施設削減量と市民負担

今後、すべての公共施設を長寿命化改修し、延命させたととしても、現状と同じ規模で建て替える場合、現在の財政状況では必要な経費の約50%しか確保できないという試算になることから、総量を15%削減した場合でも、不足する整備費については、施設の廃止や複合化・多機能化によるコスト削減、さらなる行財政改革による捻出のほか、新たな市民負担を必要とする可能性がある。

こうした事態を避けるためにも、可能な限り総量削減を図る努力が必要不可欠といえる。

公共施設面積削減割合（%）	施設整備に必要な年間の市民負担額（円/世帯）
0	19,000
15	13,000
30	8,000
45	2,000
50	0

基本方針 5 : 公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。(共通理解と体制の構築)

公共施設の適正配置を進めるためには、老朽化する公共施設の現状や本市の財政状況について、市民と行政が共通理解し、公共施設の複合化や多機能化を図り、再生、再配置を進める必要があります。これらの取組みを進めるためには、施設を担当する部署のみならず、全庁的な推進体制が必要です。

適正配置にあたっては、公共施設を適切に維持保全するハード面の視点と、公共施設の総量圧縮、適正な配置について市民との共通理解を進めながら検討するソフト面の視点をもって推進することが必要であり、そのためにはファシリティマネジメントの考え方の導入が重要です。

【視 点 1】

○保有する公共施設を適切に維持保全する。

必要な事項

- 各公共施設の物理的情報（建物・設備の状況）の把握
⇒各施設に対する劣化診断の実施、定期検査等による経常的な建物状態の把握
- 公共施設全体を見据えた改修等の優先順位付け
⇒物理的情報（建物状況）を踏まえた計画的な公共施設保全
- 施設の維持、改修等の予算の確保
⇒優先順位を踏まえた計画的な予算措置と実行

【視 点 2】

○保有する公共施設の総面積を圧縮しながら適正配置を推進する。

必要な事項

- 適正配置に向けた共通理解、計画検討
⇒全体的な計画、地区別の計画等
- 各公共施設の利用状況、コストの状況の把握（継続的に把握）
⇒公会計との連携を視野に入れたコストの経常把握
- 公有財産の有効活用の計画・実行
⇒土地・建物の資産としての利活用（売却や貸し付けを含む）の企画・推進

ファシリティマネジメント（FM）として一体的に推進

公共施設の適正配置を推進するためには、個々の施設について、その施設を所管する部署でそれぞれ管理運営していたものを、保有するすべての施設とその環境について、常に経営的視点をもって全庁的に公共施設の最適化を目指す戦略的取組みが必要です。

そのため、施設所管課ごとにファシリティマネジメント担当者を選定するなど、ファシリティマネジメントに必要な取組みを推進し、全庁一体的に公共施設の適正配置・適正管理を目指します。

FM とは…企業・団体等が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動

※JFMA（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）による定義

4. 用途別施設の適正配置方針

(1) 階層分類施設の検討指針

第四章において、本市の公共施設をその利用圏域によって、全市レベル（主として市域全体の住民の利用を想定した施設）、地域レベル（主として市内特定の地域住民を対象とした施設）の2階層に分類しました。

その分類別に、次の指針に基づき施設の配置のあり方について検討を進めます。

A群	施設の機能維持を前提とし、必要なスペースを確保する。 また、余剰スペースの活用による他施設との複合化・多機能化や減築等による規模の縮小化を図る。
B群	施設機能の必要性を検討することを前提とし、その機能の維持が必要と判断したものについては、A施設への複合化・多機能化、もしくはB施設同士の複合化・多機能化を図る。

◆A：施設機能を維持する施設

（全市施設）

- ・庁舎・事務所の行政事務スペース、消防署・出張所等の消防関係の施設、墓地等、火葬場といったその他の施設による代替が不可能な施設を「施設機能を維持する施設」とします。
- ・駐車場については、複合化・多機能化が困難であるため、「施設機能を維持する施設」とします。

（地域施設）

- ・小学校、中学校の義務教育施設は、本市の将来を担う子どもたちの教育機関であるとともに、地域の防災的観点からも重要な施設であるため「施設機能を維持する施設」とします。
- ・一方で、小学校、中学校の義務教育施設は、将来的に少子化が進むことも予測されることから、将来的には余剰スペースの活用による他施設との複合化・多機能化を図り、地域の拠点施設として再生することを検討します。

◆B：施設機能の必要性を検討し、複合化・多機能化を検討する施設

（全市施設）

- ・教育支援センター、公民館、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション施設、児童福祉施設、高齢福祉施設、保健施設、市営住宅、その他

（地域施設）

- ・幼稚園、児童福祉施設、高齢福祉施設、公園施設、公衆便所、その他

表 5.4.1 階層分類施設の検討指針

検討指針	利用圏域	
	全市施設	地域施設
A群	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎・事務所 ● 消防署・出張所 ● 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地等 ● 火葬場 ● 小学校 ● 中学校
B群	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育支援センター ● 公民館 ● 生涯学習施設 ● スポーツ・レクリエーション施設 ● 児童福祉施設 ● 高齢福祉施設 ● 保健施設 ● 市営住宅 ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 児童福祉施設 ● 高齢福祉施設 ● 公園施設 ● 公衆便所 ● その他

(2) 小分類別施設の適正配置方針

用途別の施設の配置方針については、小分類別にそのあり方について検討を進めます。

※平成 25 年 4 月 1 日時点で本市が保有する施設（公営企業関連施設、インフラ・プラント系関連施設は除く。）及び PFI 事業で運営している 98 施設を対象

※■小分類施設全体の方針 ●個別施設の方針

① 学校教育施設

小分類	教育支援センター	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	教育支援センター				
個別施設の方針	● 1 回当たり平均利用人数が少なく、老朽化が進行している状況であるため、稼働率やスペースを勘案し、他施設への複合化・多機能化を検討する。				

小分類	幼稚園	分類階層	地域施設	検討指針	B群
該当施設	戎幼稚園、旭幼稚園、穴師幼稚園、上條幼稚園、浜幼稚園、条東幼稚園、条南幼稚園、楠幼稚園				
個別施設の方針	■ 保育所、幼稚園の一体化による認定こども園の推進に合わせて、施設の整理、複合化・多機能化を検討する。				

小分類	小学校	分類階層	地域施設	検討指針	A群
該当施設	旭小学校、穴師小学校、上條小学校、浜小学校、条東小学校、条南小学校、楠小学校、戎小学校				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長寿命化を図り適切な維持管理を行う。また、大規模改修や長寿命化対策、建替時期に合わせた地域への開放、施設の複合化等を検討する。 ■ 児童数の動向を見ながら、余裕教室、空きスペースを活用し、地域コミュニティ等の拠点として、他施設との複合化等施設の有効活用を検討する。 ■ 小学校プールについては、当面、補修により運用を行う。今後、市民プールと学校プールの集約化や民間施設の活用について、改修費用や維持管理経費、また運用形態などの財政面、運用面等の諸条件を勘案し検討を進める。 				

小分類	中学校	分類階層	地域施設	検討指針	A群
該当施設	東陽中学校、誠風中学校、小津中学校				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長寿命化を図り適切な維持管理を行う。また、大規模改修や長寿命化対策、建替時期に合わせた地域への開放、施設の複合化等を検討する。 ■ 生徒数の動向を見ながら、空き教室、空きスペースを活用し、地域コミュニティ等の拠点として、他施設との複合化等施設の有効活用を検討する。 				

② 生涯学習施設

小分類	公民館	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	南公民館、北公民館				
個別施設の方針	■ 稼働率やスペースを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討する。				

小分類	生涯学習施設	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	市民会館、男女共同参画交流サロン、図書館、勤労青少年ホーム、文化財収蔵庫、池上曾根弥生学習館、織編館				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 稼働率やスペース、市民ニーズを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討する。 ■ 周辺他都市の施設も含めて広域的な相互利用を検討する。 				

② 生涯学習施設

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受益者負担の考え方にに基づき、利用料金の見直しを検討する。 ● 市民会館については、利用者数は多いものの、施設稼働率が低く、施設の老朽化が進行しているため、他施設との複合化・多機能化や効率的な運営方法を検討する。 ● 勤労青少年ホームは建設当初の目的からかい離した利用状況となっており、今後のあり方について検討する。
--	--

小分類	スポーツ・レクリエーション施設	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	総合体育館				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の稼働率が高いため、施設の存続を原則とするが、他施設との複合化・多機能化についても検討する。 ● 長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行う。 				

③ 保健福祉施設

小分類	児童福祉施設	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	子育て支援ルーム				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 同種事業を他施設において実施しているため、他施設にスペースが確保できる場合（民間施設等も含む）は、複合化・多機能化を検討する。 				

小分類	児童福祉施設	分類階層	地域施設	検討指針	B群
該当施設	宇多保育所、上条保育所、浜保育所、戎保育所、条東保育所、要保育所、くすのき保育所				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所、幼稚園の一体化による認定こども園の推進に合わせて、施設の整理、複合化・多機能化を検討する。 				

小分類	高齢福祉施設	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	総合福祉センター、高齢者保健・福祉支援センター（ベルセンター）				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 稼働率やスペースを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討する。 				

小分類	高齢福祉施設	分類階層	地域施設	検討指針	B群
該当施設	穴師長寿園、浜長寿園、条東長寿園、戎長寿園、板原長寿園、助松長寿園、松之浜長寿園、東港長寿園、宇多長寿園、旭長寿園、条南長寿園、東助松長寿園、北豊中長寿園				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域への施設移管や他施設への複合化・多機能化を含めて、今後のコミュニティ施策と合わせて施設のあり方を検討する。 ■ 高齢者のつどいの場という本来の目的に加え、地域住民の多世代交流の拠点として活用を検討する。 				

小分類	保健施設	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	保健センター				
個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的新しい施設であることから、長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行う。 ● 建替えの際には、他施設との複合化・多機能化を検討する。 				

④ 市民 環境 施設	小分類	墓地等	分類階層	全市施設	検討指針	A群
	該当施設	忠霊塔、公園墓地管理棟				
	個別施設の方針	■引き続き適切な維持管理を行う。				
	小分類	火葬場	分類階層	全市施設	検討指針	A群
	該当施設	市営火葬場（ゆうしお）				
	個別施設の方針	●引き続き適切な維持管理を行う。				

⑤ 公園 施設	小分類	公園施設	分類階層	地域施設	検討指針	B群
	該当施設	東雲公園、助松公園、畦田公園、古池公園、穴師公園、三十合池公園、東港公園、上之町公園、板原1号公園				
	個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■適切な維持管理・改修・建替えを行う。 ●市民プールについては、当面、現状の施設を補修・改修により運用する。また、施設の建替えについては、現状施設の建替えも含め、市民プールと学校プールの集約化や民間施設の活用について、改修費用や維持管理費、また運用形態などの財政面、運用面等の諸条件を勘案し検討を進める。 				

⑥ 市営 住宅	小分類	市営住宅	分類階層	全市施設	検討指針	B群
	該当施設	寿市営住宅、河原町市営住宅、汐見町市営住宅、二田市営住宅、虫取市営住宅、助松市営住宅、春日町住宅、河原町住宅				
	個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■市営住宅の長寿命化計画に基づき、長寿命化を図るとともに適切な管理及び、施設の維持管理を行う。 ●寿・汐見町・二田市営住宅は泉大津市営住宅ストック総合活用計画により、「建替え」の判定となっており、今後、集約建替え計画の検討、及び一部用途廃止による管理戸数の適正化を図る。 				

⑦ 庁舎 等	小分類	庁舎・事務所	分類階層	全市施設	検討指針	A群
	該当施設	市役所、職員会館、土木課分室・倉庫、環境課分室				
	個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所については、長寿命化を検討し、建替えの際には、他施設機能の複合化・多機能化を検討する。 ●土木課分室・倉庫、環境課分室については、それぞれ所管課の執務室スペースとの集約化を検討する。 				
	小分類	消防署・出張所	分類階層	全市施設	検討指針	A群
	該当施設	消防庁舎、消防出張所、化学消火薬剤備蓄倉庫（消防団車庫）				
	個別施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●消防庁舎及び化学消火薬剤備蓄倉庫（消防団車庫）については、津波浸水想定区域にあることから、移転も含んだ配置を検討する。 ●移転の際には、消防施設の集約化、さらに、他施設との機能集約も検討する。 				

⑧
そ
の
他

小分類	駐車場	分類階層	全市施設	検討指針	A群
該当施設	泉大津市立駐車場				
個別施設の方針	●長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行う。				

小分類	その他	分類階層	全市施設	検討指針	B群
該当施設	泉大津市自転車保管場所、地域安全センター、あすと松之浜（市所有床）、あすと松之浜（あすとホール(PFI 事業)）、旧清掃作業現場事務所、テクスピア大阪				
個別施設の方針	<p>■施設の必要性を検討し、引き続き市で管理する場合は、長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行い、代替等が可能な場合は、機能転用、廃止、売却等の検討を行う。</p> <p>●テクスピア大阪については、テナント・貸室部分を除き、生涯学習施設や市に点在する公共施設の機能集約を図る場としての活用を検討する。</p>				

小分類	公衆便所	分類階層	地域施設	検討指針	B群
該当施設	中央公衆便所				
個別施設の方針	<p>■引き続き適切な維持管理を行う。</p> <p>●公衆便所のあり方について、地域の実情に合わせて検討する。</p>				

小分類	その他	分類階層	地域施設	検討指針	B群
該当施設	東雲町自治会館、宮公民館、春日町第二自治会館、西港町自治会館、ふれあい会館、おてんのう会館、泉大津駅西地区まちづくり事務所、松之浜駅周辺地区まちづくり事務所、北助松駅周辺地区まちづくり事務所				
個別施設の方針	■施設の必要性を検討し、機能転用、廃止、売却、地域移管等の検討を行う。				